

区 分	点数(点)	注 釈
A243 地域支援・医薬品供給対応体制加算 (入院初日)		注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、地域支援・医薬品供給対応体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ入院初日に限り所定点数に加算する。 留意点（令和8年3月5日 保医発0305第6号） 地域支援・医薬品供給対応体制加算は、後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえ後発医薬品の採用を決定し、実際に後発医薬品を一定割合以上調剤する体制及び医薬品の流通改善に向けて医薬品の安定供給に資する取組を実施する体制が整備されている保険医療機関を評価したものであり、当該体制を有する医療機関に入院している患者について、入院初日に算定する。
1 地域支援・医薬品供給対応体制加算1	87	
2 地域支援・医薬品供給対応体制加算2	82	
3 地域支援・医薬品供給対応体制加算3	77	